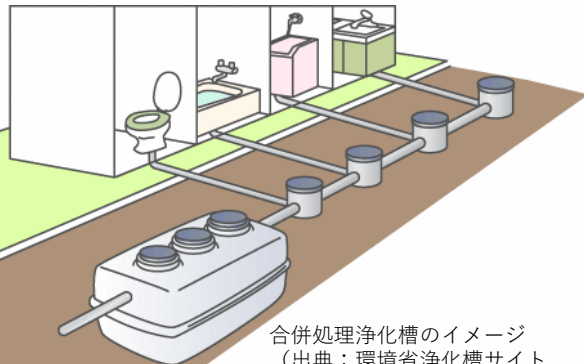


単独処理浄化槽・くみ取り便槽から

合併処理浄化槽への 転換設置の補助制度について



合併処理浄化槽のイメージ
(出典：環境省浄化槽サイト
より一部加工)

「単独処理浄化槽」と「合併処理浄化槽」

単独処理浄化槽とはトイレの汚水のみを処理する設備で、台所等からの排水がそのまま河川や海に流れてしまいます。一方、合併処理浄化槽はトイレや台所、風呂などの生活排水を処理することができる設備です。船橋市では、河川や海をきれいにするため、単独処理浄化槽やくみ取り便槽を合併処理浄化槽に転換される方に設置費用の一部を補助しています。

① 補助対象区域

下水道事業計画区域以外の地域及び下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域

② 補助の要件

居住用建物に設置されている単独処理浄化槽またはくみ取り便槽を5～10人槽の高度処理型の浄化槽へ転換設置する場合

区分	対象となる工事等		補助金額（限度額）
基準額	5人槽の 転換設置工事費用	高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽	474,000円
		高度処理型の浄化槽※1	354,000円
	6人槽～10人槽の 転換設置工事費用	高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽	570,000円
		高度処理型の浄化槽※1	387,000円
基準額への 上乗せ補助額 ※1	単独処理浄化槽の撤去費用		180,000円
	くみ取り便槽の撤去費用		100,000円
	配管工事費用（単独・くみ取り転換時）		300,000円

※1 既存住宅の建て替えは対象になりません。

※2 上記以外にも各種条件がありますので、申請前に必ずご連絡ください。

※3 令和6年度より市税の納付に関する書類が申請時に必要となりますのでご注意ください。

お問い合わせ先

船橋市環境部環境保全課

☎047-436-3813

ホームページアドレス <https://www.city.funabashi.lg.jp/>

詳しくはHP▶

船橋市 浄化槽 補助金

検索

ページタイトル「高度処理型合併処理浄化槽の転換設置に対する補助金制度について」

